

**第7期東大阪市外国籍住民施策懇話会
意見書**

**2022年（令和4年）3月
第7期東大阪市外国籍住民施策懇話会**

目次

1. はじめに	1
2. 東大阪市多文化共生指針の策定に対する懇話会からの提言	1
3. 第7期外国籍住民施策懇話会で議論された意見のまとめ	2
全体	2
指針の位置づけ・指針の期間	3
東大阪市の現状と課題	4
東大阪市の多文化共生をめぐる状況	5
基本目標	6
基本方針	7
施策体系	8
施策の方向性	8
今後の取組みの方向、推進体制等	14
指針策定に関する国の動き	15
指針の周知について	15
第7期東大阪市外国籍住民施策懇話会開催状況	16
第7期東大阪市外国籍住民施策懇話会委員名簿	17

1. はじめに

「東大阪市外国籍住民施策懇話会」（以下「懇話会」という。）は、「東大阪市外国籍住民施策基本指針」および「東大阪市国際化推進大綱」に基づき、地域社会の構成員として外国人住民を位置づけ、市政への参加の推進を図るとともに、多様な民族と文化を尊重する多文化共生社会をめざすための諸問題や施策のあり方等について幅広く意見を求めるため設置されました。

第7期懇話会委員は、2020年（令和2年）3月に東大阪市長より委嘱を受け、2022年（令和4年）3月までに懇話会7回、小委員会3回を開催してきました。

第7期懇話会では、2003年（平成15年）3月に策定された「東大阪市外国籍住民施策基本指針」の改定について多くの議論を重ね、出された意見をこのほど意見書としてまとめました。本意見書の内容を尊重し、施策の展開を図っていただくよう要望します。

2. 東大阪市多文化共生指針の策定に対する懇話会からの提言

「東大阪市外国籍住民施策基本指針」を改定するにあたり、社会状況の変化を踏まえて、外国人住民をめぐる今日的な問題なども考慮した指針となるようさまざまな意見を市に対して提言してきました。

国が外国人受入政策を進める中、外国人の流入が拡大しています。国における在留外国人数では、国籍別で中国、ベトナム、韓国・朝鮮の順に多くなっていますが、東大阪市においては、依然として韓国・朝鮮が最も多くなっています。

東大阪市では数多く住む在日韓国・朝鮮の人などへの人権保障や教育の充実にこれまで取り組んでこられました。また、全国有数の中小企業のまちであり、外国人労働者の受入れ自治体として多くの大きな可能性があります。これまでの取り組み実績を活かしながら、すべての人が自分らしく生きることが尊重され、互いに助け合い、輝くことのできる社会、多様性（ダイバーシティ）と社会包摂性（ソーシャル・インクルージョン）のある共生社会の実現に向けた取り組みを推進されるよう望みます。

3. 第7期外国籍住民施策懇話会で議論された意見のまとめ

■全体

(まちづくり)

- ① 東大阪市の最大の財産は住民。その財産を本当に活かすことに国籍は関係ない。そこに住む人が本当の意味で財産となるような対策をとること。今回は外国人住民の話だが、別のカテゴリーでも同じことが言えるはず。そのように考え、検討してもらいたい。
- ② 外国人住民が住みやすいところは、日本人住民も住みやすい。日本に来た人たちがここに住みたいと思ってもらえるような空気感は、すでに住んでいる方にとってもいい空気感のはずなので、それを捉えていく必要がある。1世代、2世代と世代を超えて本当の意味での多様性が社会に浸透して、大きな力になっていくのではないか。
- ③ 東大阪が終の棲家になれるようなまちづくりができればいい。全部ができれば住みやすいまちになるので、そのために必要なことを全部やった方がいい。
- ④ 多文化共生社会というのは、生物学的にそれぞれが存在しているのではない。人としてどういう社会を作っていったらいいのか。多様性、包摂性、持続性などを改めて考える必要がある
- ⑤ 日本国籍でも文化の違う人達が多く住んでいるから、国籍の違いだけにあまり焦点をあてない方がいい。
- ⑥ 今後、日本全体が変わっていかねばならない中で、東大阪市という地方行政の役割が非常に重要。
- ⑦ 他国の方との人的交流がより活性化される事によって、人口減少の影響が変わってくる。ものづくりは人の手によるものが非常に多く、人的交流が必要。その為に国籍ではなくてお互いの文化の違い、価値観の違いを知る機会をどのように提供するか。そうした事が今まで取り組んできたことにも関係してくる。また、SDGsがいう人権にも繋がる。
- ⑧ 人がまちをつくっていくことを考えたら、困った人を助けるというような意識は皆さん持っている。そういう意識をどのようにしてつなげるか。それが重要なキーワードになる。
- ⑨ 今、人権を尊重するタイミング。多文化共生社会の実現は人権尊重から始まる。ソーシャル・インクルージョンとダイバーシティ。外国人住民にとっては、そこが一番重要。差別解消の取り組みをしてきたが、時間がかかる。それよりも多文化共生社会の実現の方が早い。多文化共生社会で同じイベントをすれば社会参加につながっていく。

(指針の名称)

- ① 総合的な多文化共生の指針になるというイメージが強いので、名称でもう少し外国人が前面に出るようなものがあればいいのではないか。
- ② (事務局案の「東大阪市多文化共生施策基本指針」という名称に対して) 施策は別でまとめるのだから、「施策」「基本」を抜いた方がいい。

(指針の内容)

- ① 第6期意見書の内容を引き継いでほしい。ソーシャル・インクルージョン、社会的包摂という言葉も提言した。社会的包摂という言葉はどこかに盛り込んでほしい。
- ② 基本指針の記載範囲は、課題や対策についてこぼれ落ちることのないよう、将来に向けた取組の手引きとして広範囲に記述すること。
- ③ 今後10年の指針になる。将来を見通して、将来取り組んでいく課題も入れていくべき。
- ④ 単年度で答えは出ないはずなので、そのことを今回の指針にはっきりと謳っておく。10年スパンだが、社会情勢によって見直すということを理解し、とりあえず今年度はここまでというような形で作り込んでいく必要がある。
- ⑤ コロナ感染により世界的に弱い立場の人々の人権が侵害されている。このことによる教訓は「指針策定の趣旨」又は「別項」で記載すべきである。
- ⑥ 今までは外国人住民と言え、在日コリアンを想定してきたが、今は違う。国全体では、国籍別で中国が一番多い。その次はベトナム。在日は3番目。しかし、東大阪は今もトップは在日韓国人。その時代によって変化している。それに合わせて行動できるように作らないといけない。
- ⑦ 市の総合計画や男女共同参画推進計画、地域防災計画など既にある計画の外国人施策に関する方針や施策、また第6期意見書、大阪市外国人住民アンケート調査報告書などを反映したものとすべきである。

■指針の位置づけ・指針の期間

(東大阪市国際化推進大綱(以下「大綱」という。))

- ① 大綱には理念的なことが書いていた。それを踏まえて、位置づけを整理した方がいい。また、大綱はリーマンショック以前の2008年の策定で、状況の変化もあったため、受け継ぐべき内容を明確にする必要がある。
- ② 行政の「政策、施策、事業」のなかで大綱、指針をどのように位置づけるのかを明確にしてほしい。「政策」は、特定の行政課題に対応するための「基本的な方針」を示すもの。「施策」は、「基本的な方針」を実現するための具体的な方針。「事業」は「具体的な方針」を具現化するための個々の行政手段としての基礎的な単位とな

る事務又は事業と整理すると簡明である。

(SDGs)

- ① SDGs は 17 のピクトグラムを書いているので、これが頭に入ってくるが、東大阪市のすべての計画で SDGs を念頭におくというレベルにして、あまり振り回されないう方がいい。
- ② 指針すべてが SDGs の 17 のゴールを含んでいるということ。この指針に SDGs を入れすぎたり、SDGs に振り回されるような書きぶりはいらない。いろいろなことを盛り込みすぎると、この指針で訴えたいことがすごく弱くなってくる。
- ③ SDGs について、国連が提唱していることも大事だと思うので、勘案して考えていくべきではないか。

(指針の期間)

- ① 最も必要なのは、東大阪市の方針や状況の変化に対応すること。
- ② 見直しする契機の判断が難しいため、「期間を定めず、必要に応じて適時見直す」より、例えば「当面 10 年とするが、必要に応じて適時見直す」という考えの方が望ましい。

(庁内での位置づけ)

- ① 各関係部局が外国人施策を実施するうえで、この指針は守るべきという位置づけを記載してほしい。

■東大阪市の現状と課題

(東大阪市の現状)

- ① 東大阪市は今まで基本指針に沿って外国人が住みやすいまちづくりを進めてきたと思うが、指針に沿った実践がなかなかできていないのが東大阪市の行政の現状だと思う。
- ② 現在の課題として、外国人を地域住民として認めようとし、見ていないことがある。
- ③ 東大阪市には外国人が多いとは決して言えないのではないかと。東大阪市はものづくりのまちで、小さな工場がある。就労ビザで働く外国人がいるにもかかわらず、この程度なのか。外国人が東大阪市を住みやすいまちとは思っていないのではないかと。外国人から見て、東大阪市が好きという、そういうまちになればいい。
- ④ 若い人や留学生、技能実習生などが通過者になっていて、東大阪市に留まっていない。
- ⑤ 良いことでも悪いことでも外国人はコミュニティの中で動いている。コミュニティ

にどう入っていけるかということは、施策を具体化するために非常に重要。

(現状把握について)

- ① 6期意見書をもとに現状と課題の把握をすること。当事者たちの声を直接ヒアリングはしていないが、当事者たちの声を聞くために懇話会に外国籍で外国人支援している人や外国籍の子どもの支援をやっている人たちが入っている。
- ② 現状をきちんと議論すべき。抜けている課題もいろいろあると思うので、整理をしていくことが必要。例えば、大阪市の市民アンケートなどをきちんと掘り起こす必要がある。
- ③ アンケート調査がないなら、市の現況を記載しておく方がいい。東大阪市の場合はまだ韓国・朝鮮の人が最も多く、それに続いて中国。そういうことは市の特徴。

■東大阪市の多文化共生をめぐる状況

- ① 情報発信においては、受け手側に課題があるのではない。アクセシビリティ（利用しやすさ）を考えると、行政の発信する情報に辿り着けていない課題がある。
- ② 医療機関への行政の支援では、医療通訳制度の導入や医療機関先体制の不備という課題がある。医療体制の不備では、医療機関の異文化への理解、宗教への理解、外国人患者が日本の医療サービスシステムを十分知らない、健康保険の未加入というところに問題がある。
- ③ 防災では、避難所において多様な文化に配慮した避難体制がつくられていないことが一番大きな問題。
- ④ 日本語学習では、すべての人がいくつになっても学べる機会を保障することが重要で、識字に関しても入れてほしい。
- ⑤ 6期意見書にもあったが、教育問題では朝鮮高校の無償化問題も全く解決していない。また、幼保の無償化問題についてもまだ十分解決していない。
- ⑥ 各自治体において多文化共生施策基本指針を作成するにあたって、民族学校の問題は避けて通れない。歴史的な観点からでも朝鮮学校問題は避けられない。東大阪だけでも基本指針作成にあたって、外国人学校（朝鮮学校・民族学校）を支援する記述があることを切に願う。
- ⑦ 一条校ではない学校はたくさんある。東大阪ではいわゆる外国人学校・民族学校は朝鮮学校しかない。他の自治体ではアメリカンスクールなどが多くある。各種学校で言えば、理美容学校などは制度的に国からきちんと保障されている。つまり、制度に問題はない。学校法人として認可しながら、学校としての支援が一切ない。一条校に準じた支援、補助が必要。

■基本目標

(全体)

- ① 大綱には理念として、人権と平和、国際協力、多文化共生という言葉がある。現指針の基本目標には、内外人の平等、多文化共生、参画といった言葉がある。第6期意見書にはインターカルチュラルシティの概念をビジョンとして挙げたらどうかという重要な提言がある。
- ② 多文化共生を実現するためには、大綱や第6期意見書の理念や目標が達成、実現されていなければならない。
- ③ 今後、東大阪に住んでもらえるかという点では、外国人、日本人に限らず、いかに魅力があって、吸引力があるまちかということが大事。
- ④ 人権の中にどういった大切な概念が含まれているかをきっちり書き切らないといけない。
- ⑤ SDGsのキーワードである「誰ひとり取り残さない」。今回の大事なキーワードだと思う。すべて人権の問題、差別の問題から始まって、就労の問題、言葉の問題があるが、「誰ひとり取り残さない」、すべての人という考えを理念として策定してほしい。
- ⑥ 住みやすい、定住ということを入れた方がいい。
- ⑦ 「世代を超えて」ということが必要。

(ソーシャル・インクルージョン)

- ① 社会包摂（ソーシャル・インクルージョン）が、一番言いたいのは同等の権利と責任をもって参画できる社会ということ。外国人や少数民族の人たちが支えられるのではなく平等に社会へ参加する。その時には権利と責任があるということを使う必要がある。
- ② ソーシャル・インクルージョンをみんなにわかってもらうように使った方がいい。難しいと言っているのは、いつまでもソーシャル・インクルージョン、社会的包摂がどういう意味かわからない。使うことによってみんなが興味を持つ。

(多文化共生)

- ① 多文化共生社会はダイバーシティとソーシャル・インクルージョンの組み合わせ。今まで外国人住民施策と言えば、支援してあげることが前提だったが、変わってきている。地域住民として平等に扱う。今までは権利主張が多かったが、義務も入れないといけない。責任を果たすこと。
- ② 第6期意見書の基本理念は、社会的包摂ソーシャル・インクルージョンをめざすこと。そのために東大阪市に住む外国人を惹きつける魅力があるのか。民族的なマイノリティの生活・学習や就労の場で外国人をきちんと尊重する、人権を尊重する。

中小企業のまちとして外国人労働者が働いてくれる、そうしたまちをめざすということ。また、今まで行ってきた在日コリアンの方への教育実践を子どもたちの取組みに活かす。そういうことを第6期意見書に書いたので、うまく取り入れて、多文化共生社会をめざそうと書いてほしい。

- ③ 同等の権利と責任をもって参加できる社会。多様な背景を持つ人達が活躍できる。国際的に人を惹きつける魅力のあるまち。住みやすく住み続けたいと思える環境や体制の整備。そういうことが多文化共生社会の実現だと書くべき。

(共生)

- ① 今の時代に作るのであれば「国籍や民族などの異なる」という言葉から始めるのは良くない。すでに多様なものを持っているので、それを区別するのは良くない。将来的には多文化共生の推進は、LGBTQの人たちや障がい者など、いろいろな人たちの文化が尊重されるということに理解を広げないといけない。具体的な計画をつくると、そういうことも求められる。外国人の障がい者もいる。その時に障がい者政策と民族的尊重をどう組み合わせた教育をするかということになったときに国籍、民族っていう概念から入らない方がいいのではないか。すべての人が対等な社会の構成員として参画できる社会を知って、多様性のある住みやすいまちをめざすべき。
- ② 多文化共生社会の実現は多文化を取れば、共生社会の実現。今は多文化の議論をしているが、共生社会の実現を目標として、下の項目に多文化共生があってもいいのではないか。内容は多文化共生だが、実際には共生社会の実現というのは多文化だけに限らずジェンダー問題も含めてすべてに影響してくる。

■基本方針

(全体)

- ① 1つ目は「人権の尊重」、2つ目は「社会参加の促進」、それ以外に「多様性と寛容性のあるコミュニティの創設」ということ。この言葉を置き換えて、「ソーシャル・インクルージョンのようなこと」が必要。
- ② 3つの基本方針の関係性を入れたらどうか。
- ③ 3つの基本方針、6つの施策の方向性のところに、基本方針や施策の方向性を定義するような前文を作ったらいい。

(人権の尊重)

- ① 多文化共生の意識啓発。令和2年度東大阪市政世論調査報告書では、多文化共生という言葉が約半数がわからないとあったので、意識の啓発と普及が必要。多文化共生は何かというその言葉の定義もまだ十分ではない。人権、外国人の存在、多様性

への理解、意識啓発が必要。

- ② ヘイトスピーチに関する記述があればいい。

(社会参加の促進)

- ① 外国人の方で優れた人たちも多いので、そうした方と一緒にいいまちを作っていく。地域活性化、グローバル化に対応していくということが大事。
- ② 社会参加の促進では、外国人材の活用と就労支援、地域社会でも活躍できるということを入れる。

(多様性と寛容性のある地域社会の形成)

- ① 多様性と寛容性があるという中に、つながりを作る場、異文化理解、交流の場を作るということがある。
- ② 多様性と寛容性のある社会の中に、近年のベトナム人だけでなく、在日一世の人たちも含め、来日した歴史や社会状況などをきちんと理解をすることの大切さを入れてほしい。
- ③ 社会参加の促進は、外国人側から参加をしてもらいたいというもの。それを受入れる側の地域に多様性や寛容性が必要ということが、多様性と寛容性のある地域社会の形成。相互に入れ込んでいる状態。

■施策体系

- ① 基本目標の下に基本方針を3つ作り、各基本方針の下に関係する施策の方向性を紐づけるという形では、各基本方針に紐づく施策の方向性の数のバランスが悪くなる場合がある。また、複数の基本方針に関係する施策の方向性もある。体系については、3つ基本方針はすべての施策の方向性にかかってくると考えた方がいい。

■施策の方向性

(全体)

- ① 6期意見書の中の大きな項目を施策の方向性に入れるべき。
- ② 施策の方向性は箇条書きでもいい。1行ずつ分けた方が見やすいし、わかりやすい。項目の増減があったら、修正もしやすい。
- ③ 施策の方向性の下にある図に目がたって、上の文章に目がいきにくい。また、図にすると言葉が不足し、誤解をされてしまう。今回の指針からは図を取り除くべき。どうしても入れるのであれば、二重丸1つひとつが繋がっていて、目標を達成するためにはすべてが必要ということがわかる図を入れてほしい。

(人権意識の向上)

- ① 東大阪市はこれまでも民族的な偏見や差別を解消するために民族教育や多様な取り組みをしてきたが、今なお解消されていないので、人権を尊重したまちづくりをしていく。その中で、相談体制の充実とか教育、人権教育の充実、啓発等に取り組んでいくとした方がいい。
- ② 相談体制の整備から始めるのではなく、人権教育の充実や異なる文化への理解の促進というキーワードを入れる必要がある。

(外国人住民が安心して暮らせる生活基盤の保障)

- ① 外国人だけの問題ではなくて、日本人社会そのものの問題もある。外国人が安心して暮らせる生活を保障することは、一番基本的で重要。
- ② 日本語教室はボランティア任せになっているという課題がある。技能実習生や労働者が多いということは、産業界、経済団体がもっと資金提供をしたり、支えてくれないといけない。例えば、日本語教室も小学校区ごとぐらいで開設することによって、その教室が子どもたちの日本語習得だけではなく、家族の日本語習得の場、相談できる窓口、コミュニティのつながりの場、日常的に日本人と外国人がつながれる場、交流できるお互いの文化を尊重できる出会いの場として役割が果たせるのではないか。
- ③ 情報弱者を作らない、単身者を孤立させない。実習生で来ている外国人や高齢者の単身者は社会との接点が少なく、人付き合いも少ない。情報を得られず、孤立するという問題があるので、単身者を孤立させないことが必要。
- ④ 多様な発信の仕方をどうするかということがすべてに通じてくる。今の時代、まずSNSなどをうまく活用することも大事。
- ⑤ ICTの活用が東大阪市の学校でも進んできている。そうしたものを家庭や学校でうまく活用しながら、コミュニケーション、情報提供、多言語化に役に立つようにしてほしい。
- ⑥ ホームページは一方通行で終わる可能性がある。ICT技術やデジタル技術を活用した双方向のコミュニケーションをとっていく何かができればいい。
- ⑦ 外国人住民に対して、SNSをうまく利用していった方がいい。受け手側で自国語に翻訳したら概ね言っていることがわかる。そういう形で情報発信を続けていたら、貴重な情報を入手できると相手が思い、利用してくれるようになる。
- ⑧ 外国人の方が住民基本台帳に登録されることになっているが、住民基本台帳情報が福祉や子育てなどに活用されずに、外国人の方に十分行政情報が伝わっていないことがある。母子健康手帳だけではなく、いろいろなことで多言語化を進めてほしい。
- ⑨ 外国人の存在で目を向ける、外国人を取り残さないというのは入れるべき。

(子どもの教育の充実)

- ① すべての子どもたちが本当に学べる、学ぶ機会を保障されるということが一番大事。
- ② 外国人に対しての啓発や認識ではなく歴史そのものが同じ認識をもって共有しないといけない。特に教育の問題では、民族教育、外国人の子どもというだけではなく日本人にも多文化共生教育を推進していくことが必要。
- ③ 今必要なのはインクルーシブ教育という多様性やいろいろな状況の人たちを包み込むような教育。
- ④ 子どもが将来に夢を持ってないことの一つの原因は、身近にいいロールモデルがないということ。子どもたちが外国名によって自尊心をなくしてしまうことがあるので、文化に誇りを、出身国に誇りを持てるようにするためにはどうしたらいいのか。一つとして、外国人教員が教壇に立つことの意義を考えてほしい。
- ⑤ 情報提供だけではなく学習機会の保障、教育機関の受入れ体制の整備や多文化共生教育を担う教員の人材育成が必要。
- ⑥ 今は国籍を問わない状況になっている。外国人の子どもたちがどこかの学校に就学する。就学する際の支援や就学後の支援をしていかないと取りこぼされてしまう。日本人の子どもたちと同じように支援する環境づくりが必要。
- ⑦ 外国人の子どもに注目しているが、クラスには日本人もたくさんいる。外国人がいるクラス単位でするからこそ、子どもの時から、人権の問題も多文化のことも認識、理解できる。子どもの教育は、きみたちの時代はこうなっていくということを教えていくような部分が見えてこないといけない。
- ⑧ 外国人の子だけが特別扱いに見えるのはあまり好ましくない。子どもは入るとすぐに一緒になる。そこをもう少しうまく表現した方がいい。子どもの時に教育を受けていると、この後に人権の問題やまちのコミュニケーションにも関連してくる。そういったことをイメージした表現をどこかに上手く入れてほしい。
- ⑨ 外国人には全国で2万人の未就学児がいるが、東大阪にも未就学の子どもたちがいる。学校で勉強するということは基本的な人権なので、助ける、サポートするような様々な仕組みが必要。学校に入った後も、いろいろな問題が起こっている。進学問題、日本語学習問題などもある。そうした内容を書き込むべき。
- ⑩ 日本語に偏るだけではなく母語を学びながら、日本語教育を推進してほしい。
- ⑪ 子ども（特に年少者）の日本語教育における「連携」と「支援」を考える視点を入れてほしい。
- ⑫ 民族教育を入れてほしい。
- ⑬ 多文化共生教育というよりも人権教育と表記してほしい。多文化共生教育という自治体もあるみたいだが、多文化共生教育よりは人権教育の方が適正。
在日コリアンの民族教育の実践を生かした教育の推進が東大阪に必要ではないか。

- ⑭ すべての子どもへの多文化共生教育とこれまでの民族教育の実践を活かす、この二つは大きな要素。
- ⑮ 東大阪市は依然として在日がトップ。在日コリアンの民族教育をどこかに入れておかないとバランスがとれない。
- ⑯ 子どもの教育の充実。すべての子どもだから、民族学校を除外しないでほしい。

(外国人の人材活用と就労支援)

- ① 技能実習生の問題として、大多数が労働力としてしか見ていない。人材として見ていない。
- ② 労働環境の整備というと、今の東大阪市の環境が悪いと捉えられてしまうので、積極的に起業、就労を支援していくということで就労支援という言葉を使う。
- ③ 就労では、単にお金を払って働いてもらうということだけでない。未来への投資として、定住してもらうための環境づくりや帰国後の起業支援による東大阪市の企業とのづくりの連携ができるのではないか。そういうことを中小零細企業単体ではしにくいので、就労を産業界全体で支援するような仕組みができないか。
- ④ 世代を超えた就労の場づくりが必要。
- ⑤ 留学生の就労支援をしていく必要がある。東大阪市は日本人大学生の就職率も低いので、全体として上げていかないといけない。
- ⑥ 外国人の就労は今日的で最も重要な問題。
- ⑦ 産業界全体で支援する仕組みづくり、労働環境の整備、留学生の就職支援、若者の雇用支援は重要な項目なので、きちんと入れないといけない。
- ⑧ 外国人の人材活用は、外国人労働者や留学生も雇用し住んでもらうということなので、「外国人住民」ではなくて「外国人」という表記の方がいい。
- ⑨ 就労の問題は根本的に入国管理法が変わらない限りは解決しない。入国管理法で特別な形態での労働者の受入れ制度しか作っていない。その意味で受入れ体制ができているとは言えない。家族を呼べないのでは、定住してもらえない。
- ⑩ 自治体の立場としては、良くない点は国にも言っていく。制度の改善が望まれると書いたことを書いてほしい。
- ⑪ 人材として定住できるような形にしていくために、特定技能ではなくもう一つ先へ進まないといけない。できてくると本当の意味で東大阪市で受け入れる。逆に言えば、受け入れる地方行政がなかったら、こういう事ができない。
- ⑫ ネットで繋がっているコミュニティ。外国人の同国のコミュニティの中では外国の問題点がそのまま入ってくる。何とかしようとしてもコミュニティの中の話なので難しい。
- ⑬ 外国人が人材として活躍できるようになるために、定住してもらうために東大阪市の国際的に人を惹きつける魅力のあるものづくりのまちとしての発信をどのよう

にしていき、労働就労環境をどう整備するかが問われている。産業界と行政が一体になって進める、仕組みを作る必要があるというような書き方はどうか。

- ⑭ 外国人材の活用は、行政だけではなかなか難しい。受入れ企業だけでも難しい。よく言われるのは、NPO法人、外国人支援をしている団体。そういうところとコミュニケーションが取れるような場づくりみたいなことが必要ではないのか。

(日常的なつながりの場と機会の創設)

- ① 外国人が多いコミュニティで、今の時代や社会状況に合った新しい民生委員のような役割を担う人を作っていくのはどうか。
- ② つながりの場と機会を作っても出てきてくれるとは限らないので、外国人住民に防災訓練や地域の祭りなどへ誘ってあげることも必要。また、相談窓口ができたとしても、行くということができないこともある。支援する人と支援の窓口をつなぐ、支援される人をつないでいくということもある。商工会議所の中に窓口を作るというのもあるが、窓口同士のつながりをもっと作っていかなければならない。人のつながりを作る役割、それがコーディネーターという表現がいいのか、今ある既存の自治会などの人たちがその役割を拡大していくのがいいのか。
- ③ コミュニティをどう作っていくか、いろいろなコミュニティをどうつなげていくのか。コミュニティには安心感、相互扶助、情報収集の利点がある。情報収集は日本人の社会とつながっていないと偏ってしまう。つなぎを作ってあげることも大事。
- ④ 日常的なつながりの場所をどう作るか。日本人と外国人が共に入っていくやすい場を作っていく。そのひとつが、子どもを通してできるかもしれない。
- ⑤ 同じ国の人同士だと情報交換や文化の違いを教え合ったりできると思うので、何らかの形で外国人のコミュニティのようなものを作ろうとしていたら、応援してあげられるような仕組みがあるといい。
- ⑥ 外国人の団体があると声をかけやすい。行政が支援をして団体を作ることによって、行政側も情報発信が楽になる。キーパーソンが1人いたらやりやすい。
- ⑦ 外国人の地域社会の参画では、自治会や地域のいろいろなものにどう参加していただいて、災害時に繋がっていくような日常的なつながりや出会いを作っておくことが必要。単身者など、家族世帯ではなくても地域社会と付き合えるように。子どもがいる家庭や家族世帯は地域社会に入っていくやすいが、単身者は難しいという課題がある。
- ⑧ 地域づくりでは、日常的なつながりの場と機会を作ること。
新しく来られた、例えばベトナムの方との付き合いなどは、なかなか難しいと実感している。自分たちの寝ているところと働いているところしか知らない。それと友達、同じベトナム人の友達関係でしか社会性がない。そういう人たちにこのまちを好きになってほしい。このまちはおもしろい、うまかったらこのまちでずっと働

ける、このまちでいい事実を掴んだ、コロナ後に帰国しても役に立つ何か、単にお金だけではない何かを知ってほしいなというつもりで、このまちを見ていただく。まちを知っていただくためのイベントのようなものをする必要がある。そういうことは一般に呼びかけても難しい。でも、そういうことを日本の方からもやっていただきたいし、我々市民もやっていかないといけない。行政もそれに加わっていただければいけない。少しずつ力を合わせて、何とか素案の目標に近づいていけるのだろうという感じ。

- ⑨ 外国人住民と連携するという事は難しい。簡単に出来ることではないし、地道な努力もある。連携の記載があってもいいが、答えが就労づくりと環境づくりでは、あまり答えになってない。
- ⑩ 異文化理解に関連して言うと、免疫ができていない人があまりにも多い。交流の機会を深め、日常的につながっていくことが必要。
- ⑪ 来日した歴史や社会状況などをきちんと理解をすることが大切。単に言葉とか文化などの違いだけではなくて、歴史的背景、社会状況を理解しないと本当の理解には繋がらない。
- ⑫ 外国人は日本の文化を理解する事で自分たちも地域社会の中で生きやすくなる。
- ⑬ 就労で来日するにしても、言葉だけではなく、日本の文化を学んだうえで、日本へ来る。そうしないと、なぜ自分がそんなことをしないといけないのかとを感じる。日本文化をちゃんと知らないと、適切な評価は受けられない。
- ⑭ 高齢者が安心して生きやすく、母語で相談できる場所が必要。
地域社会に外国人がいるということの見える化。そうすることによってつながったり、情報が相互交換できたり、交流できる。そのための一つの方法として、マップがある。人、施設があるということを見える化してはどうか。
- ⑮ 外国人住民から社会にアクセスできるような意見表明の機会を作るというのを入れておくべき。
- ⑯ 国際交流センターのことをわかりやすいように入れてほしい。

(災害時の支援体制の整備)

- ① 感染症については、施策の方向性としてまとめるという事であれば、何らかの形で入れた方がいいのではないかと。感染症のことで、いろいろなことに困っておられるということがはっきりしてきた。
- ② 外国の方がどのように困っているかという情報が十分把握できていないということもあるので、感染症に関するいろいろな課題等の情報を整理して、書き加えていくべき。また、今後またそういうことが十分起こり得るので、次に対応できるように、というふうな記載が必要。
- ③ 災害発生時の問題について、東大阪市では十分にできていないということが6期意

見書にもある。災害発生時も含めて、不十分な点がいろいろあるということ。感染症でいうとワクチン問題も議論に出た。そういうことをきっちり書き加えてほしい。感染症の関係では、外国人の方が働けなくなったときに誰が責任を持つのか。実際には責任を持つ人が今はいない。制度的には管理団体になるが、管理団体はそこまですていない。彼らは転々として、生きていかないといけない状態になっている。雇用の関係でも、助ける、サポートする、セーフティーネットみたいなものが必要ということも議論して書き加えてほしい。

- ④ 今問題となっている感染症とか災害とか、防災というようなことを重点的に書いたらどうか。
- ⑤ コロナも災害ととらえる。コロナ以外の感染症が今後も出てくるだろう。
- ⑥ 災害が発生した時こそコミュニティが重要。
- ⑦ 外国人も被災者となるが増えているという想定をしないといけない。コロナ対応でも情報提供、制度を理解できるようにすることが大事。
- ⑧ 平時において、地域との関係性をきちんと築いておくことが、災害時に外国人が取り残されないことになる。

■今後の取組みの方向、推進体制等

(庁内推進体制)

- ① 今後の計画等の策定等の考え方についても示すべき。
- ② 庁内連絡組織については、様々な方策を用いて力を注ぐべきである。他の計画の庁内連絡組織の活用や関係課長級の連絡組織形成なども検討すべき。他の計画の支援体制も参考にしながら庁内連絡組織の形成と関係部局への周知や指針の遵守、進捗管理について推進することが必要。
- ③ 推進させていくには具体的にどういう協力体制ができるか。市の中でもどの部局が協力するなど、具体的なものが必要。
- ④ 指針の進捗状況や問題点などを設置する場で議論をするということを明確にするべき。
- ⑤ 外国人住民という単語が出たら必ずフィードバックしてもらおうというぐらいの方向性があったほうがわかりやすい。それがまた新たな問題提起にもなる。
- ⑥ この指針を活用した研修とかワークショップを1回は必ずやるとか。これ読んでおいてくださいでは読まない。研修で自分ごととして考えてもらうことが必要。
- ⑦ 職員の国籍条項が撤廃されているということ周知しながら、と現指針には書いている。行政組織のダイバーシティ化に取り込むということが必要。

(市民、関係団体、事業者等との連携)

- ① 外国人は守ってあげるとかではなく、その人たちも地域の構成員なので、支援では

なくて、協力とか連携などの表現にしてほしい。

■指針策定に関する国の動き

- ① 国等の動きや在住外国人の状況は、第6期意見書を十分に反映すべき。
外国人住民の多様なニーズが、来日に至った経緯に起因している。外国人住民は多様であり、生活する上でのニーズや意見は来日の経緯と日本での滞在年数、更に国籍、在留資格によって大きく異なる。このような経緯を記載することが重要である。さらに上記の日本の状況と東大阪市の違いについても考察することが必要。
- ② 国の動きについても、こういうことがありただけではなく、外国人受け入れの背景、課題などがあるのではないか。
- ③ 国の動きや東大阪の現状というのは、今回に限って、章立ての構成として後ろへ持ってきて、今こういう策定にあたるというところと、どういう方針を持っているかなど、集中して見てほしいところがきちんと印象づけられるような作り方がいいのではないか。

■指針の周知について

- ① 電子媒体であれば、少数言語の人達も一応概略は翻訳できて、何が言いたいかわらいはわかると思う。そこへ誘引するような、タイトル、目次ぐらいは正確な翻訳をつけておけば、検索できるようになる。本文は日本語でも翻訳機能を使えばわかるのではないか。
- ② 最終的な基本指針は、やさしい日本語の使用、目標などの図表やイラストの多用などわかりやすく見やすいものを作成するように努めてほしい。

第7期東大阪市外国籍住民施策懇話会開催状況

	開催日時・案件
第1回	令和2年3月27日(金)10時～11時 ・委嘱状の交付 ・座長及び副座長選任
第2回	令和2年7月16日(木)10時～11時10分 ・今期の懇話会について ・(仮称)多文化共生施策基本指針骨子案について
第3回	令和2年10月29日(木)10時～11時30分 ・今期懇話会のスケジュールについて ・新指針における基本目標及び基本方針について
第4回	令和3年3月2日(火)14時～16時05分 ・新指針における基本目標及び基本方針について ・その他
第5回	令和3年6月9日(水)書面開催 ・小委員会の設置について ・(仮称)東大阪市多文化共生施策基本指針素案について
第1回 小委員会	令和3年8月3日(火)9時54分～11時55分 ・(仮称)東大阪市多文化共生施策基本指針素案の検討について ・その他
第2回 小委員会	令和3年9月30日(火)14時～16時05分 ・(仮称)東大阪市多文化共生施策基本指針素案の検討について ・その他
第6回	令和3年10月21日(木)13時55分～15時35分 ・(仮称)東大阪市多文化共生指針素案について ・その他
第3回 小委員会	令和3年11月30日(火)14時～16時 ・東大阪市多文化共生指針素案の修正について ・東大阪市多文化共生指針の公表について ・第7期東大阪市外国籍住民施策懇話会意見書について
第7回	令和4年3月4日(金)14時00分～15時25分 ・東大阪市多文化共生指針素案について ・第7期東大阪市外国籍住民施策懇話会意見書について
意見書の提出	2022年(令和4年)3月25日(金)16時～16時30分 ・「東大阪市外国籍住民施策懇話会意見書」の提出

第7期東大阪市外国籍住民施策懇話会委員名簿

定数：12名

任期：2020年（令和2年）3月27日～2022年（令和4年）3月26日

	役職	氏名	所属等
1	副座長	ありた みちよ 有田 典代	国際文化交流協会事務局長
2	座長	お よん ほ 吳 龍 浩	在日本大韓民国民団大阪府本部前団長 在日本大韓民国民団大阪府本部常任顧問
3		きむ で す 金 大 守	（大阪朝鮮学園）東大阪朝鮮初級学校理事
4		さかわ やすひろ 酒勾 康裕	近畿大学国際学部国際学科准教授
5		たにぐち みさこ 谷口 美佐子	東大阪市立長瀬北小学校長（東大阪市立学校 園長会）
6		ちよん ぎ み 鄭 貴 美	特定非営利活動法人うり・そだん理事長
7		にしやま けんいちろう 西山 健一郎	特定非営利活動法人東大阪国際共生ネットワ ーク監事
8		はまたに かずや 濱谷 和也	東大阪商工会議所副会頭 株式会社電業代表取締役
9		ふじい りゅうたろう 藤井 竜太郎	東大阪市国際交流協会前会長
10		むらい よしの 村井 好野	特定非営利活動法人東大阪日本語教室代表理 事
11		よしだ かつ み 吉田 加津美	大阪府外国人情報コーナー中国語相談員

(50音順)